

【資料5】伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画（概要版）

伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画 概要版 令和6年3月

1. 目的

現在、伊予市及び松前町は、可燃ごみの処理を松山市に委託しており、伊予地区清掃センターは、住民や事業者が松山市に直接持ち込もうとする可燃ごみを運搬するための中継施設として活用しています。

伊予地区清掃センターは、廃止した廃棄物焼却施設であり、放置することによりダイオキシン類及びダイオキシン類を含む汚水が、周辺に影響を及ぼす恐れがあります。したがって、解体計画を策定します。

伊予地区清掃センター解体後の跡地利用施設として、中継施設を含めた新たな施設計画を策定します。

2. 解体計画

解体工事の対象・範囲は、以下のとおりとし、ダイオキシン類等やアスベスト、リフラクトリーセラミックファイバーの除去工事、PCB 対策等を適切に実施し、解体に伴う発生材の処分等や必要な仮設工事を実施します。また、解体後の整地も実施します。



解体工事の対象

- (1) 解体工事
 - ・土木建築解体工事
 - ・プラント設備解体工事
- (2) 汚染物除去工事
 - ・ダイオキシン類等除去工事
 - ・石綿除去工事
 - ・PCB 対策
 - ・リフラクトリーセラミックファイバー除去工事
- (3) 発生材積込・運搬・処分
- (4) 解体後の整地

3. 跡地利用施設整備計画

(1) 基本方針

跡地利用施設は、「中継施設」と「ストックヤード」とします。

中継施設は、可燃ごみと粗大ごみを受け入れ、松山市へ運搬するための積替え場所としての役割を担います。

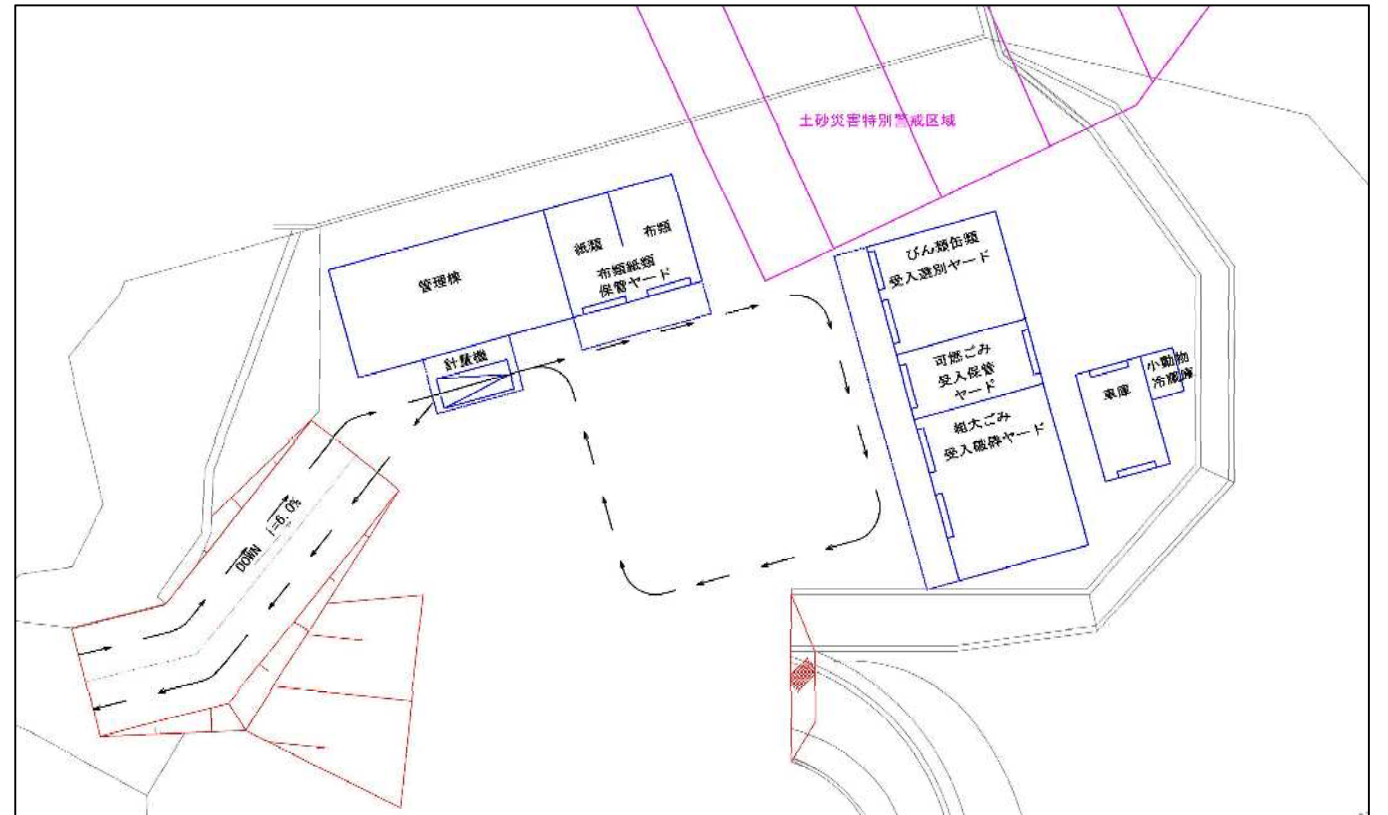
ストックヤードは、資源ごみや漂着ごみ、動物死体（小動物）を一時保管するための役割を担います。

対象ごみ、計画処理量

| 項目 | 対象市町 | 受入れ対象 | 施設区分 | 計画処理量 |
|-------------|------|--------|---------|-------------|
| ① 可燃ごみ | 伊予市 | 直接搬入のみ | 中継施設 | 2.50 t/日 |
| ② 粗大ごみ | 伊予市 | 直接搬入のみ | 中継施設 | 0.50 t/日 |
| ③ びん | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 0.20 t/日 |
| ④ 紙類 | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 0.20 t/日 |
| ⑤ 缶 | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 0.10 t/日 |
| ⑥ 布類 | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 0.10 t/日 |
| ⑦ 漂着ごみ | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 発生時に一時的に受入れ |
| ⑧ 動物死体（小動物） | 伊予市 | 直接搬入のみ | ストックヤード | 年間 180 頭 |

(2) 配置計画図

跡地利用施設の配置計画図は以下のとおりです。



4. 事業工程

事業工程は以下のとおりです。

| 工程 | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|---------------|--------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 循環型社会形成推進地域計画 | | | | | | | | |
| 解体工事 | ダイオキシン類等事前調査 | | | | | | | |
| | 財産処分申請 | | | | | | | |
| | 地歴調査及び土壌汚染調査 | | | | | | | |
| | 発注仕様書等作成 | | | | | | | |
| 解体工事 | | | | ※1 | | | | ※2 |
| 跡地利用施設 | 実施設計 | | | | | | | |
| | 整備工事 | | | | | | ※1 | ※2 |

※1 業者選定期間を含む（工事は条件付き一般競争入札を想定）

※2 解体工事と跡地利用施設整備工事は、一括発注とすることで、工事期間を合計3年に短縮することも検討可

5. 概算事業費

| | |
|-----------|----------------------------|
| 解体工事費 | 約 784,000 千円（消費税等 10%含む） |
| 跡地利用施設整備費 | 約 538,000 千円（消費税等 10%含む） |
| 合計 | 約 1,322,000 千円（消費税等 10%含む） |

※調査・設計費含む